

元離宮二条城総合施設整備計画策定業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

元離宮二条城総合施設整備計画策定業務委託

2 履行期間

契約の日の翌日から令和4年3月31日まで

3 目的

元離宮二条城は、敷地全域が国の史跡（旧二条離宮（二条城））に指定されている。これまで、文化庁の指導の下、「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」（平成28年度）、「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」（令和元年度）を策定し、さらに令和2年度から3年度にかけて、「史跡整備計画」を作成中である。

文化財の保存活用に関する計画が進められてきた一方で、主として昭和14年の宮内省による下賜以降、整備されてきた史跡の本質的価値を支え、活用するための建築基準法第二条一項1に規定する建築物（以下、「保存活用建築物」という）と、二条城を運営するうえで必要不可欠な電気、ガス、水道管などをはじめとする施設（以下、「基盤施設」という）については、老朽化などにより、更新が必要な状況が生じている。

また現状では、城内全域の保存活用建築物や基盤施設における図面等の資料について、保存されていないものが一部にみられるなど、詳細まで把握できていない点がみられる。

本業務は、元離宮二条城の敷地全域を対象として、保存活用建築物と基盤施設の適正化と円滑な更新、それら施設の長寿命化のための再整備、さらには適切な施設運営についての検討を行い、総合施設整備計画を策定することを目的とする。

4 業務内容

(1) 敷地全域の建築物と施設の現状把握

ア 保存活用建築物と基盤施設の配置並びに諸元の調査

元離宮二条城の敷地全域を対象として「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」で示される、文化財保護法第二条第1項で規定する建造物以外の保存活用建築物、基盤施設とその管渠の配置、それらの規模や機能といった現況の諸元について調査するとともに、平面図をはじめとする図表を作成する。

基盤施設の敷設管渠の平面図等の作成に当たっては、「平成30年度城内通路整備基礎調査 世界遺産京都市元離宮二条城地内 報告書」（平成31年3月）、「城内通路整備詳細調査業務委託 世界遺産京都市元離宮二条城 報告書」（令和2年3月）等を参考とする。これらの報告書には、元離宮二条城の外堀より内側の主要

通路の埋設配管の調査結果を記載しているが、その他の範囲については概要の調査をする。

イ 敷地全域の保存活用建築物と基盤施設に関する法定点検項目の把握と計画の作成

上記アの調査に基づき、各建築物と基盤施設について法定点検項目を調査し、必要とされる点検内容の調書を作成するとともに、更新が不可欠とされる建築物内の設備（旧展示収蔵館のハロゲン化物消火設備等）、基盤施設（キュービクルや消防用設備）等についても記載する。

今後の定期点検に向けて、点検計画を作成する。

ウ 上記アの調査と、「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」に掲載される建造物の一覧表に基づいて、各建築物と施設の機能・利用状況と物品等による占用面積を概算し、調書を作成する。

エ 将来的に行われる二之丸御殿の修理に伴う障壁画の収蔵や展示の方法、将来的な書籍、資料及び物品の増加について、各担当者へのヒアリング調査を通じて、推定される必要面積を算出し、調書を作成する。

オ 上記アの調査に基づき、保存活用建築物と基盤施設について、現地・資料調査を行い、調書を作成する。調査の結果、既存不適格建築物等、現行法に合致しない保存活用建築物、基盤施設については、別途、各種法令に係る詳細な調書（保存活用建築物のうち検査済証がないものについては、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（平成26年7月、国土交通省）で示される「法適合状況調査」）を作成する。

石垣については、「元離宮二条城石垣外観調査業務委託（ただし、城内石垣の測量、調査及び解析業務委託）報告書」（平成30年）を参考とする。

カ 既に進行中あるいは検討中の事業（総合案内所の建て替え、本丸御殿公開に向けての整備、事務所棟の再整備、城内通路改良計画、植栽管理計画、外堀の浚渫・水質改善計画、ガイダンス施設の整備等）について、資料と各担当者へのヒアリング調査を通じて総括し、調書を作成する。

キ 「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」に掲載される建造物について、現在進行中のものを含めた修理計画（本丸御殿、二之丸御殿等）、耐震工事計画（台所、御清所）について、資料と元離宮二条城事務所の各担当者へのヒアリング調査を通じて総括し、調書を作成する。加えて、かつて本丸内堀に架かる東橋の際に設けられていた溜槽（解体した部材は城内で保管中）の再建についても記載する。

ク アからキについての調書等を総括し、発注者と受注者間での共通理解に資する概要書を作成する。

(2) 施設整備計画の基本方針の策定

(1)の結果に加え、「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」、『史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画』及び「史跡整備計画」（作成中）に基づき、以下の項目について、元離宮二条城の施設整備計画の基本方針を定める。

ア 全般

イ 文化財の保存活用

- ・保存（維持管理，収蔵）
- ・活用（改札，発券システム，収蔵）
- ・整備
- ・耐震調査，耐震改修

ウ 基盤施設の維持・更新

- ・石垣（モニタリング調査，修理），堀（浚渫，水質改善）
- ・雨水排水
- ・園路（主要通路，その他通路）
- ・ガス
- ・橋梁
- ・植栽
- ・上下水道
- ・電気（電灯・動力・通信）
- ・防火
- ・防災

エ 事務，運営機能

オ 展示，収蔵機能

カ 調査，研究機能

(3) 施設整備計画の実施方針の策定

(2)の結果並びに「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」，「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」，作成中の「史跡整備計画」に基づき、以下の項目について、元離宮二条城の施設整備計画の実施方針を定める。発注者と受注者間での共通理解に資するため、図表を作成するなど工夫を施す。

ア 建築物，基盤施設の長寿命化（建物（躯体診断），設備（配管劣化診断含む），機器の老朽化診断，健全度評価アスベスト含有調査は，本業務対象範囲外とする）

イ 保存活用建築物と基盤施設の整備に伴う代替え整備にかかる欠点と利点の整理

ウ 更新，整備が必要とされる建築物と施設の規模と配置の検討

エ 効率的かつ合理的な整備工事の実施に伴う優先順位の整理

オ 公開と整備工事の両立

カ 観覧，管理（車両）動線の充実と段階的な変更と仮設

キ 通信，発券システムの再構築

(4) 施設整備総合計画の概略工程表と配置図の作成

計画の実施を想定した概略の工程表と，建築物と施設の配置計画図を作成する。

(5) 事業費の概算

施設整備総合計画の実施に伴う概算の事業額を算出する。

(6) 元離宮二条城保存整備委員会運営の補助

次に示す項目について，元離宮二条城事務所と協議の上で実施すること。

ア 会議への提示資料作成

イ 議事録の作成

会議に出席し，議事録を作成する。

(7) 元離宮二条城事務所と全 10 回程度の定例会議を行うこと。また，それ以外に，業務を円滑に進めるため，必要に応じて会議を行うこと。会議の内容については，その都度，受注者が書面に記録し，相互に確認すること。

5 成果品

(1) 元離宮二条城総合施設整備計画

くるみ製本 30 冊及び電子データを提出すること。なお，計画書（案）の第 1 稿を令和 3 年 12 月中に，第 2 稿を令和 4 年 1 月中に，最終稿を令和 4 年 3 月中に提出し，元離宮二条城事務所の確認を受けること。

(2) 業務報告書

計画書の策定までに作成した資料（保存整備委員会，他の関係者との意見交換の場での資料及び議事録を含む）を令和 4 年 3 月末に提出すること。

ファイル綴じ 2 冊及び電子データ。

6 管理技術者等

(1) 管理技術者

業務遂行に当たっては，必ず管理技術者を選定し，その者の経歴及び資格を書面にて提出し，本市の承諾を得るものとする。管理技術者は，計画担当技術者と兼務をすることはできない。過去に長寿命化計画に係る計画策定の実績を有することが望ましい。管理技術者の要件は以下のとおりとする。

なお，業務履行期間中において，その者が管理技術者として著しく不相当と発注者がみなした場合は，速やかに適切な措置を講じるものとする。

（要件）

ア 本業務の実施にあたり，日本語が堪能（日本語通訳が確保できれば可）で，誠実かつ責任感をもって取り組み，業務の進捗や内容を統括して進行管理ができる者

イ 令和 3 年 4 月 1 日時点での受注者における正規雇用が証明できる者

ウ 技術士（総合技術監理部門）又は、建築士法第10条2の2の2項に規定する設備設計一級建築士資格を取得後に、5年以上の建築設計実務経験を有する者

(2) 計画担当技術者

受注者は、以下のアからカまでの要件を満たす、機械、建築、造園、電気、土木を担当する計画担当技術者を必ずそれぞれ選定しなければならない。業務遂行に当たっては、誠実かつ責任感のある計画担当技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて提出し、本市の承諾を得るものとする。以下に挙げる要件については、例えば1人の計画担当者が造園と土木の担当を兼ねるなど、最大で1つまでの兼務を認める。

なお、業務履行期間中において、計画担当技術者が業務を担当するにあたり、著しく不相当であると発注者がみなした場合は、すみやかに適切な措置を講じるものとする。

(要件)

ア 本業務の実施にあたり、日本語が堪能（日本語通訳が確保できれば可）で、誠実かつ責任感をもって取り組み、本計画の策定に必要な技術的知見を有する者

イ 令和3年4月1日時点での受注者における正規雇用が証明できる者

ウ 建築については、建築士法第2条2項に規定する一級建築士資格取得後に5年以上の建築設計実務経験を有する者

エ 機械と電気については、設備設計一級建築士で、5年以上の電気・機械設備設計の実務経験を有する者

オ 造園と土木については、技術士（建設部門（※））の有資格者又はこれと同等の能力と経験を有する資格者（※専門科目は「土質及び基礎」「鋼構造及びコンクリート」「都市および地方計画」「施工計画、施工設備及び積算」など、本計画策定に関連する科目に限る（なお、土木と造園については、計画担当技術者をそれぞれ配置すること））

カ 防火については、文化財保護法第27条第1、2項に規定された国宝及び有形文化財並びに同法第57条1項に規定された登録有形文化財について、5年以上の防災設備（自動火災報知設備、放水銃、ドレンチャー設備、炎センサー、消火栓、防火水槽等）の設計等について実務経験を有する者（なお、設備設計一級建築士又は建築士法第2条5項に規定する建築設備士であることが望ましい）

7 注意事項

(1) 業務着手時に、以下の資料を貸与する。また、これらの他に必要な資料があれば、その都度貸与する。

なお、貸与された資料が不要となった場合、直ちに返却するとともに、万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において再製作すること。

・二条城史跡範囲の実測図（電子データ）

- ・元離宮二条城築城 400 年記念整備計画
 - ・史跡旧二条離宮（二条城）保存管理計画・整備計画
 - ・平成 28 年度改定「史跡旧二条離宮（二条城）整備計画」
 - ・元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画
 - ・平成 30 年度史跡二条離宮（二条城）保存活用計画策定に係る歴史調査業務報告書
[概要版]
 - ・史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画
 - ・元離宮二条城石垣外観調査業務委託（ただし，城内石垣の測量，調査及び解析業務委託）報告書（平成 30 年）
 - ・平成 30 年度城内通路整備基礎調査 世界遺産京都市元離宮二条城地内 報告書（平成 31 年 3 月）
 - ・城内通路整備詳細調査業務委託 世界遺産京都市元離宮二条城 報告書（令和 2 年 3 月）
- (2) 本業務の成果を業務完了前に公表してはならない。また，本業務の履行に関する全ての行政情報について，適切かつ厳重な流出防止対策を行うこと。
 - (3) 本業務の成果の著作権は，本市に帰属するものとし，本市の承諾なく，本業務の成果物を複製し，第三者に提供してはならない。
 - (4) 本業務の完了時に，成果品とともに完了届を提出し，管理技術者立会いのうえ，検査を受けること。また，成果品提出前に，成果品の照査を適切に実施すること。
 - (5) 仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は，発注者と受注者が協議のうえ，発注者の指示に従うこと。
 - (6) 業務着手時に，管理技術者通知書，管理技術者経歴書（資格の写を添付），計画担当技術者通知書，計画担当主任技術者経歴書（資格の写を添付），業務工程表，業務計画書，貸与品受領及び返還書を提出すること。様式については，任意様式とする。
 - (7) 業務計画書には，下記事項を記載すること。
 - ア 業務概要
 - イ 実施方針
 - ウ 業務工程
 - エ 業務組織計画
 - オ 定例会議の計画
 - カ 成果物の品質を確保するための計画
 - キ 成果物の内容，部数
 - ク 使用する主な図書及び基準
 - ケ 連絡体制（緊急時含む。）

「イ 実施方針」には，業務完了前の成果物及び行政情報の流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

- (8) 本業務の実施に当たっては、建築基準法、文化財保護法、消防法など各種法令に適合するものとなるよう、各法令の関係を照合し、万全の注意を払うこと。必要に応じて、関係部局等へヒアリングを行うこと。
- (9) 業務内容の変更等により成果品の変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを確実にを行うため、必要な指示や協議等は、打合せ記録簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては成果品の変更の対象としない。